

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊 谷 泉

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 紫波町<br>( 03321 )   |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 志和地区<br>( 沢田 )     |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年3月12日<br>(第3回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・集落内農地については、現在生産組合が中心となって営農しており、営農にかかる計画や資材の取りまとめや農業機械管理を行い、若干の農作業受託の管理を行っている。  
 ・集落内農地の半分が中山間地で小規模区画となっているため、担い手農家への作業受委託や貸し借りが滞っている。  
 ・担い手も高齢化しており、後継者確保及び育成が急務となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・効率的な営農を行うため、基盤整備事業による小規模区画の解消、生産組織の再構築、畜産農家と連携した粗飼料供給などの各種取組を行い、再生産可能な地域農業を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 56.99 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 50.69 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落内農地での効率的営農を行うため、基盤整備事業による耕作条件改善が必須である。併せて、生産組合や認定農業者等の担い手経営体へ農地集積、集約化を進め、地域全体で効率的な農地利用を実践していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積・集約化の方針                                                           |
| 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。               |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                           |
| 農地所有者や現況耕作者へ制度周知を行い、段階的に作業受委託から農地中間管理事業による貸借を進めていく。                        |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                            |
| 担い手が働きやすい環境を整備するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を2028年までに計画する。                         |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                       |
| 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                        |
| 行政やJA等の関係機関から農業支援サービス事業者に関する情報を収集し、現在農業者の負担となっている作業を委託できるよう検討していく。         |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                             |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

③生産基盤整備を目標とし、効率的作業を構築するためスマート農業の積極的導入を進める。

⑦多面的機能支払交付金活動組織と連携し、農地や周辺環境の保全管理を実施する。

⑧地域で所有する設備を生かしつつ、担い手への農地集積等を考慮し必要な設備の導入を検討する。